【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年11月4日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長　岩 崎 俊 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番１号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番１号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラファンドマスターズ日本小型株
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成23年5月7日から平成24年5月2日まで) 8,000億円を上限とします。 ＊なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年5月6日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(3)ファンドの仕組み

（前略）

<u>委託会社の概況</u>

■委託会社■

（前略）

・資本金の額

平成23年<u>3</u>月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成23年<u>3</u>月末現在)

（以下略）

＜訂正後＞

(3)ファンドの仕組み

（前略）

<u>委託会社の概況</u>

■委託会社■

（前略）

・資本金の額

平成23年<u>9</u>月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成23年<u>9</u>月末現在)

（以下略）

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(1) 投資方針

（前略）

(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

（前略）

※上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成23年5月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

(1) 投資方針

（前略）

(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

（前略）

※上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成23年11月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正前＞

(2) 投資対象

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

◇ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

指定投資信託証券
野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）
JF中小型株オープンF（適格機関投資家専用）
インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）
フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）
GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）
アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）

※上記は平成23年5月6日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

（中略）

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成23年5月6日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

（中略）

■指定投資信託証券の委託会社について■

◆指定投資信託証券の委託会社の沿革は、以下の通りです。

（前略）

インベスコ投信投資顧問株式会社

昭和58年(1983年)	東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始
昭和62年(1987年)	投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得
平成2年(1990年)	インベスコ投信株式会社を設立
平成8年(1996年)	投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成10年(1998年)	エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併

フィデリティ投信株式会社

（以下略）

＜訂正後＞

(2) 投資対象

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

◇ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

指定投資信託証券
野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）
JF中小型株オープンF（適格機関投資家専用）
インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）
フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）
GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）
アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）

※上記は平成23年11月4日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

（中略）

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成23年11月4日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

（中略）

■指定投資信託証券の委託会社について■

◆指定投資信託証券の委託会社の沿革は、以下の通りです。

（前略）

インベスコ投信投資顧問株式会社

昭和61（1986）年	エイアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立
平成2(1990)年	エイアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立
平成8(1996)年	インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成10(1998)年	エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併

フィデリティ投信株式会社

（以下略）

＜訂正前＞

(3) 運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成23年5月6日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

(3) 運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成23年11月4日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正前＞

(4) 分配方針

（前略）

※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

◆ファンドの決算日

（以下略）

＜訂正後＞

(4) 分配方針

（前略）

※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

（以下略）

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

（中略）

≪その他の留意点≫

（前略）

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

（中略）

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

（前略）

※投資リスクに関する管理体制等は平成23年5月6日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

（中略）

≪その他の留意点≫

（前略）

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

（中略）

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

（前略）

※投資リスクに関する管理体制等は平成23年11月4日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(3) 信託報酬等

（前略）

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率 (年率)
野村日本小型株ファンドF	0.8715%（税抜0.83%）
JF中小型株オープンF	0.924%（税抜0.88%）
インベスコ 日本中小型成長株オープンF	0.7455%（税抜0.71%）
フィデリティ・中小型株・オープンF	0.945%（税抜0.90%）
GS 計量日本小型株ファンドF	0.67725%（税抜0.645%）
アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF	0.945%（税抜0.90%）

上記の信託報酬率は、平成23年5月6日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。なお、申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値

1.85%±0.10%程度

※上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成23年5月6日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

(3) 信託報酬等

（前略）

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率 (年率)
野村日本小型株ファンドF	0.8715%（税抜0.83%）
JF中小型株オープンF	0.924%（税抜0.88%）
インベスコ 日本中小型成長株オープンF	0.7455%（税抜0.71%）
フィデリティ・中小型株・オープンF	0.945%（税抜0.90%）
GS 計量日本小型株ファンドF	0.67725%（税抜0.645%）
アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF	0.945%（税抜0.90%）

上記の信託報酬率は、平成23年11月4日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。なお、申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
1.85%±0.10%程度

※上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成23年11月4日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

＜訂正前＞

(5) 課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

［譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について］

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

（以下略）

＜訂正後＞

(5) 課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

［譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について］

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

（以下略）

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

以下は平成23年9月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	5,323,165,588	99.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	36,769,217	0.68
合計(純資産総額)		5,359,934,805	100.00

(2)投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	116,246	13,204	1,534,959,844	11,840	1,376,352,640	25.67
2	日本	投資信託受益証券	GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）	178,477	8,376	1,495,094,689	7,579	1,352,677,183	25.23
3	日本	投資信託受益証券	野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）	118,342	12,042	1,425,148,919	11,336	1,341,524,912	25.02
4	日本	投資信託受益証券	インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）	99,654	7,066	704,245,580	6,135	611,377,290	11.40
5	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）	32,355	12,325	398,792,636	10,169	329,017,995	6.13
6	日本	投資信託受益証券	JF中小型株オープンF（適格機関投資家専用）	45,699	7,808	356,834,941	6,832	312,215,568	5.82

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	―	99.31
合計		99.31

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3)運用実績

①純資産の推移
平成23年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2005年2月15日)	78,595	79,809	1.1649	1.1829
第2期 (2006年2月15日)	47,965	49,859	1.5576	1.6191
第3期 (2007年2月15日)	41,003	42,205	1.3647	1.4047
第4期 (2008年2月15日)	18,138	18,138	0.9470	0.9470
第5期 (2009年2月16日)	9,768	9,768	0.6406	0.6406
第6期 (2010年2月15日)	8,505	8,505	0.7619	0.7619
第7期 (2011年2月15日)	6,934	6,934	0.8500	0.8500
2010年9月末日	6,684	―	0.7468	―
10月末日	6,002	―	0.6948	―
11月末日	6,295	―	0.7443	―
12月末日	6,606	―	0.7939	―
2011年1月末日	6,750	―	0.8214	―
2月末日	6,705	―	0.8357	―
3月末日	6,423	―	0.8148	―
4月末日	6,042	―	0.7805	―
5月末日	5,844	―	0.7643	―
6月末日	5,867	―	0.7881	―
7月末日	5,809	―	0.7932	―
8月末日	5,365	―	0.7495	―
9月末日	5,359	―	0.7594	―

②分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0180 円
第2期	0.0615 円
第3期	0.0400 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円
第6期	0.0000 円
第7期	0.0000 円

③収益率の推移

期	収益率
第1期	18.3 %
第2期	39.0 %
第3期	△9.8 %
第4期	△30.6 %
第5期	△32.4 %
第6期	18.9 %
第7期	11.6 %
第8期(中間期)	△12.8 %

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	99,428,621,576	31,959,746,421	67,468,875,155
第2期	17,169,515,060	53,843,201,311	30,795,188,904
第3期	13,101,443,328	13,851,082,686	30,045,549,546
第4期	3,440,651,948	14,333,232,933	19,152,968,561
第5期	432,169,081	4,335,868,510	15,249,269,132
第6期	300,946,202	4,386,731,567	11,163,483,767
第7期	48,695,710	3,053,410,082	8,158,769,395
第8期(中間期)	36,551,761	1,017,452,088	7,177,869,068

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

＜参考情報＞ 運用実績（2011年9月30日現在）

［基準価額・純資産の推移］ （日次：設定来）

［分配の推移］ （1万口あたり、課税前）

2011年2月	0 円
2010年2月	0 円
2009年2月	0 円
2008年2月	0 円
2007年2月	400 円
設定来累計	1,195 円

［主要な資産の状況］

銘柄別投資比率		
順位	銘柄 （「適格機関投資家専用」を省略しております。）	投資比率 （%）
1	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF	25.7
2	GS計量日本小型株ファンドF	25.2
3	野村日本小型株ファンドF	25.0
4	インベスコ 日本中小型成長株オープンF	11.4
5	フィデリティ・中小型株・オープンF	6.1
6	JF中小型株オープンF	5.8

［年間収益率の推移］（暦年ベース）

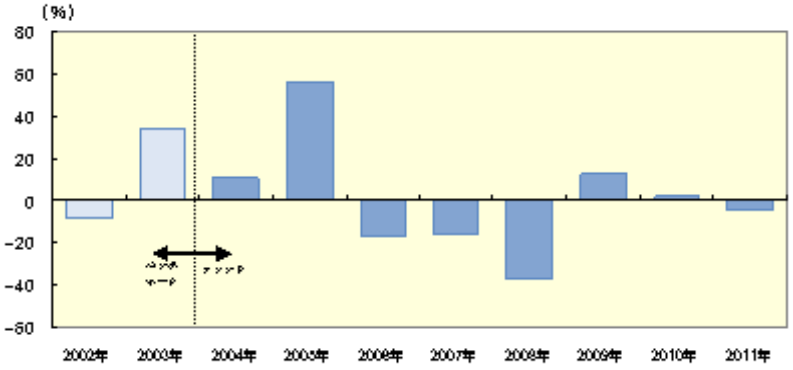

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2002年から2003年はベンチマークの年間収益率。
・2004年は設定日（2004年3月5日）から年末までのファンドの収益率。
・2011年は年初から9月末までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
●ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

＜中間財務諸表＞

ノムラファンドマスターズ日本小型株

（1） 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成23年3月31日付内閣府令第10号により改正されておりますが、第7期中間計算期間(平成22年2月16日から平成22年8月15日まで)については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則および内閣府令第10号改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期中間計算期間(平成23年2月16日から平成23年8月15日まで)については内閣府令第50号改正後の中間財務諸表等規則および内閣府令第10号附則第5条第1項により、内閣府令第10号改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第7期中間計算期間(平成22年2月16日から平成22年8月15日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期中間計算期間(平成23年2月16日から平成23年8月15日まで)については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間(平成22年2月16日から平成22年8月15日まで)および第8期中間計算期間(平成23年2月16日から平成23年8月15日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第7期中間計算期間末 平成22年 8月15日現在	第8期中間計算期間末 平成23年 8月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	93,201,201	83,414,152
投資信託受益証券	6,771,671,268	5,269,267,974
未収入金	54,095,216	―
未収利息	262	207
流動資産合計	6,918,967,947	5,352,682,333
資産合計	6,918,967,947	5,352,682,333
負債の部		
流動負債		
未払金	41,307,563	104,518
未払解約金	21,329,260	1,400,707
未払受託者報酬	1,268,942	945,998
未払委託者報酬	38,914,247	29,010,468
その他未払費用	126,835	94,535
流動負債合計	102,946,847	31,556,226
負債合計	102,946,847	31,556,226
純資産の部		
元本等		
元本	9,374,174,821	7,177,869,068
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△2,558,153,721	△1,856,742,961
（分配準備積立金）	1,206,787,042	922,713,687
元本等合計	6,816,021,100	5,321,126,107
純資産合計	6,816,021,100	5,321,126,107
負債純資産合計	6,918,967,947	5,352,682,333

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期中間計算期間 自平成22年 2月16日 至平成22年 8月15日	第8期中間計算期間 自平成23年 2月16日 至平成23年 8月15日
営業収益		
受取利息	38,205	29,103
有価証券売買等損益	△231,863,265	△815,503,326
その他収益	―	4,526,196
営業収益合計	△231,825,060	△810,948,027
営業費用		
受託者報酬	1,268,942	945,998
委託者報酬	38,914,247	29,010,468
その他費用	126,835	94,535
営業費用合計	40,310,024	30,051,001
営業利益	△272,135,084	△840,999,028
経常利益	△272,135,084	△840,999,028
中間純利益	△272,135,084	△840,999,028
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	58,757,592	△59,660,531
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,658,243,649	△1,223,832,820
剰余金増加額又は欠損金減少額	435,670,918	155,642,528
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	435,670,918	155,642,528
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,688,314	7,214,172
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,688,314	7,214,172
分配金	―	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△2,558,153,721	△1,856,742,961

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第7期中間計算期間 自 平成22年2月16日 至 平成22年8月15日	第8期中間計算期間 自 平成23年2月16日 至 平成23年8月15日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成22年2月16日から平成23年2月15日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成22年2月16日から平成22年8月15日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成23年2月16日から平成24年2月15日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成23年2月16日から平成23年8月15日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期中間計算期間末 平成22年8月15日現在	第8期中間計算期間末 平成23年8月15日現在
1 中間計算期間の末日における受益権の総数 9,374,174,821 口 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,558,153,721 円 3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.7271 円 (10,000口当たり純資産額 7,271 円)	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 7,177,869,068 口 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,856,742,961 円 3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.7413 円 (10,000口当たり純資産額 7,413 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間 自 平成22年2月16日 至 平成22年8月15日	第8期中間計算期間 自 平成23年2月16日 至 平成23年8月15日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 10,766,982 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 8,036,004 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期中間計算期間末 平成22年8月15日現在	第8期中間計算期間末 平成23年8月15日現在
―	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 ○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(その他の注記)
１元本の移動

第7期中間計算期間 自 平成22年2月16日 至 平成22年8月15日		第8期中間計算期間 自 平成23年2月16日 至 平成23年8月15日	
期首元本額	11,163,483,767 円	期首元本額	8,158,769,395 円
期中追加設定元本額	23,134,622 円	期中追加設定元本額	36,551,761 円
期中一部解約元本額	1,812,443,568 円	期中一部解約元本額	1,017,452,088 円

２デリバティブ取引関係
第7期中間計算期間末(平成22年8月15日現在)
該当事項はございません。
第8期中間計算期間末(平成23年8月15日現在)
該当事項はございません。

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

純資産額計算書　　平成23年9月30日現在

Ⅰ	資産総額	5,372,222,260	円
Ⅱ	負債総額	12,287,455	円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	5,359,934,805	円
Ⅳ	発行済口数	7,057,822,518	口
Ⅴ	1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.7594	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(1)資本金の額

平成23年3月末現在、17,180百万円

（以下略）

＜訂正後＞

(1)資本金の額

平成23年9月末現在、17,180百万円

（以下略）

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	733	10,165,310
単位型株式投資信託	30	253,455
追加型公社債投資信託	18	4,514,206
単位型公社債投資信託	0	0
合計	781	14,932,971

3 委託会社等の経理状況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 の該当部分を以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

次へ

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＊ 平成23年2月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊ 平成23年2月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

＊ 平成22年12月末現在

＜訂正後＞

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＊ 平成23年8月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊ 平成23年8月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

＊ 平成23年6月末現在

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年３月24日付内閣府令第５号により改正されておりますが、第51期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第５号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第52期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第５号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 貸借対照表

		前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			520		538
金銭の信託			38,530		39,575
有価証券			5,100		1,400
短期貸付金			126		166
前払金			0		0
前払費用			47		41
未収入金			79		171
未収委託者報酬			9,756		10,032
未収収益			2,645		3,761
繰延税金資産			1,513		1,736
その他			143		12
貸倒引当金			△6		△6
流動資産計			58,457		57,430
固定資産					
有形固定資産			1,729		1,823
建物	※２	635		576	
器具備品	※２	1,094		1,246	
無形固定資産			11,839		10,649
ソフトウェア		11,836		10,647	
電話加入権		1		1	
その他		1		0	
投資その他の資産			28,988		32,430
投資有価証券		11,614		8,648	
関係会社株式		16,099		22,609	
従業員長期貸付金		366		235	
長期差入保証金		66		64	
長期前払費用		23		24	
繰延税金資産		490		582	
その他		327		265	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			42,557		44,903
資産合計			101,014		102,333

		前事業年度　(平成22年3月31日)		当事業年度　(平成23年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			11,000		8,000
預り金			95		87
未払金	※1		6,217		7,645
未払収益分配金		4		4	
未払償還金		61		79	
未払手数料		4,226		4,517	
その他未払金		1,925		3,043	
未払費用	※1		7,594		7,373
未払法人税等			849		800
前受収益			9		9
賞与引当金			2,538		2,900
流動負債計			28,305		26,818
固定負債					
退職給付引当金			4,576		4,064
時効後支払損引当金			475		481
その他			351		65
固定負債計			5,403		4,611
負債合計			33,708		31,429
(純資産の部)					
株主資本			64,074		68,279
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			35,164		39,369
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		34,479		38,684	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		9,872		14,077	
評価・換算差額等			3,231		2,624
その他有価証券評価差額金			3,056		2,694
繰延ヘッジ損益			175		△69
純資産合計			67,306		70,903
負債・純資産合計			101,014		102,333

(2) 損益計算書

		前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)		当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			76,293		81,230
運用受託報酬			10,576		13,165
その他営業収益			57		143
営業収益計			86,927		94,539
営業費用					
支払手数料			35,199		39,741
広告宣伝費			1,155		1,155
公告費			0		―
受益証券発行費			10		6
調査費			20,998		20,709
調査費		1,394		1,310	
委託調査費		19,603		19,398	
委託計算費			883		917
営業雑経費			2,493		2,451
通信費		222		207	
印刷費		1,293		1,148	
協会費		71		73	
諸経費		905		1,022	
営業費用計			60,740		64,980
一般管理費					
給料			9,912		10,131
役員報酬	※２	388		322	
給料・手当		6,740		6,822	
賞与		2,784		2,987	
交際費			153		141
旅費交通費			458		484
租税公課			206		231
不動産賃借料			1,464		1,452
退職給付費用			1,116		1,054
固定資産減価償却費			4,630		4,575
諸経費			6,529		6,106
一般管理費計			24,471		24,176
営業利益			1,715		5,382

		前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)		当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※１	3,698		4,771	
収益分配金		6		9	
受取利息		5		6	
金銭の信託運用益		2,385		1,222	
為替差益		45		62	
その他		283		319	
営業外収益計			6,424		6,391
営業外費用					
支払利息	※１	98		75	
時効後支払損引当金繰入額		37		13	
その他		53		9	
営業外費用計			189		98
経常利益			7,950		11,676
特別利益					
投資有価証券売却益		72		419	
株式報酬受入益		226		173	
特別利益計			299		593
特別損失					
投資有価証券売却損		60		149	
投資有価証券等評価損		70		10	
固定資産除却損	※３	16		412	
システム利用契約解約違約金		63		20	
特別損失計			210		591
税引前当期純利益			8,039		11,677
法人税、住民税及び事業税			2,662		3,759
法人税等調整額			△492		108
当期純利益			5,869		7,810

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	24,606	24,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	7,608	9,872
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	—
剰余金の配当	△3,605	△3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204

当期末残高	9,872	14,077
利益剰余金合計		
前期末残高	32,900	35,164
当期変動額		
剰余金の配当	△3,605	△3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204
当期末残高	35,164	39,369
株主資本合計		
前期末残高	61,810	64,074
当期変動額		
剰余金の配当	△3,605	△3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204
当期末残高	64,074	68,279
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2,084	3,056
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	971	△361
当期変動額合計	971	△361
当期末残高	3,056	2,694
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	249	175
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△73	△245
当期変動額合計	△73	△245
当期末残高	175	△69
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,333	3,231
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	898	△607
当期変動額合計	898	△607
当期末残高	3,231	2,624
純資産合計		
前期末残高	64,143	67,306
当期変動額		
剰余金の配当	△3,605	△3,605
当期純利益	5,869	7,810
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	898	△607
当期変動額合計	3,162	3,597
当期末残高	67,306	70,903

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの… 移動平均法による原価法	１．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左)
２．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法	２．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)
３．金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法	３．金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)
４．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 ８～15年 構築物 20年 器具備品 ４～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。	４．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (同左) (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左)
５．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先に対する債権３百万円については、債権額から備忘価額を控除した額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	５．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 (同左)

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 (同左)
(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	(4) 時効後支払損引当金 (同左)
６．リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年４月１日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	６．リース取引の処理方法 (同左)
７．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。	７．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約 ヘッジ対象－投資有価証券、短期貸付金 (3)ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
８．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。	８．消費税等の会計処理方法 (同左)
９．連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	９．連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(退職給付の処理方法) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その３)(企業会計基準第19号 平成20年７月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	――――――――――
――――――――――	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年３月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日)を適用しております。 これによる損益への影響はありません。

[追加情報]

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(耐用年数の変更) 当社は、翌事業年度に導入予定のシステムにより置き換えられる現行のシステムの状況等を調査した結果、一部のシステム(ソフトウェア及び器具備品)について耐用年数が実態と乖離していることが判明したため、当該資産の耐用年数を実態に合わせて変更しております。 この結果、従来の方法と比較して、減価償却費が284百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は284百万円減少しております。	――――――――――
(賞与制度の改定) 従業員の賞与につきましては従来６月及び12月の年２回の支給であり、賞与引当金には計算期間が10月１日から３月末日までに対応する金額を計上しておりましたが、制度改定により年１回の支給と変更となり、当事業年度末においては賞与引当金には計算期間が４月１日から３月末日までに対応する金額を計上しております。	――――――――――

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 (平成22年３月31日)	当事業年度末 (平成23年３月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金　1,655百万円 未払費用　1,017	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金　2,442百万円 未払費用　762
※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　369百万円 器具備品　1,647 合計　2,017	※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　437百万円 器具備品　1,874 合計　2,311

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　3,542百万円 支払利息　98	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,633百万円 支払利息　75
※２．役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※２．役員報酬の範囲額 (同左)
※３．固定資産除却損 建物　7百万円 器具備品　5 ソフトウェア　4 合計　16	※３．固定資産除却損 ソフトウェア　412百万円 合計　412

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成21年５月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
１株当たり配当額	700円
基準日	平成21年３月31日
効力発生日	平成21年６月１日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年５月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	700円
基準日	平成22年３月31日
効力発生日	平成22年６月１日

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成22年５月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
１株当たり配当額	700円
基準日	平成22年３月31日
効力発生日	平成22年６月１日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１．ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	１．ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)
(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 603百万円 減価償却累計額相当額 415 減損損失累計額相当額 － 期末残高相当額 188	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 417百万円 減価償却累計額相当額 325 減損損失累計額相当額 － 期末残高相当額 91
② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 １年以内 99百万円 １年超 96 合計 195 リース資産減損勘定期末残高 －百万円	② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 １年以内 73百万円 １年超 22 合計 96 リース資産減損勘定期末残高 －百万円
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 187百万円 リース資産減損勘定の取崩額 － 減価償却費相当額 175 支払利息相当額 7 減損損失 －	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 103百万円 リース資産減損勘定の取崩額 － 減価償却費相当額 96 支払利息相当額 3 減損損失 －
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左)
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)
２．オペレーティング・リース取引 未経過リース料 １年以内 5百万円 １年超 3 合計 8	２．オペレーティング・リース取引 未経過リース料 １年以内 6百万円 １年超 4 合計 10

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 平成21年４月１日　至 平成22年３月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	520	520	-
(2)金銭の信託	38,530	38,530	-
(3)短期貸付金	126	126	-
(4)未収委託者報酬	9,756	9,756	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,890	15,890	-
(6)関係会社株式	3,064	92,414	89,350
資産計	67,888	157,238	89,350
(7)関係会社短期借入金	11,000	11,000	-
(8)未払金	6,217	6,217	-
(9)未払費用	7,594	7,594	-
(10)未払法人税等	849	849	-
負債計	25,662	25,662	-
(11)デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△86	△86	-
デリバティブ取引計	△86	△86	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券824百万円、関係会社株式13,035百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について70百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	519	-	-	-
金銭の信託	38,530	-	-	-
短期貸付金	126	-	-	-
未収委託者報酬	9,756	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	5,100	0	997	-
合計	54,032	0	997	-

当事業年度（自 平成22年４月１日　至 平成23年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	538	538	-
(2)金銭の信託	39,575	39,575	-
(3)短期貸付金	166	166	-
(4)未収委託者報酬	10,032	10,032	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,252	9,252	-
(6)関係会社株式	3,064	79,658	76,594
資産計	62,630	139,224	76,594
(7)関係会社短期借入金	8,000	8,000	-
(8)未払金	7,645	7,645	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	79	79	-
未払手数料	4,517	4,517	-
その他未払金	3,043	3,043	-
(9)未払費用	7,373	7,373	-
(10)未払法人税等	800	800	-
負債計	23,819	23,819	-
(11)デリバティブ取引（＊）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△65	△65	-
デリバティブ取引計	△65	△65	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	537	-	-	-
金銭の信託	39,575	-	-	-
短期貸付金	166	-	-	-
未収委託者報酬	10,032	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,400	0	1	-
合計	51,713	0	1	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成21年４月１日　至 平成22年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成22年３月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成22年３月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成22年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,414	89,350
合計	3,064	92,414	89,350

４．その他有価証券(平成22年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,656	282	5,373
投資信託(※１)	3,103	3,001	102
小計	8,759	3,283	5,475
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
投資信託	2,031	2,326	△295
譲渡性預金	5,100	5,100	―
小計	7,131	7,426	△295
合計	15,890	10,710	5,179

(※１)　当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は175百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	38	―	60
投資信託	626	72	0
合計	664	72	60

当事業年度　（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成23年３月31日)
該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成23年３月31日)
該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成23年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	79,658	76,594
合計	3,064	79,658	76,594

４．その他有価証券(平成23年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,930	282	4,647
小計	4,930	282	4,647
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(※１)	2,922	3,003	△80
譲渡性預金	1,400	1,400	－
小計	4,322	4,403	△80
合計	9,252	4,685	4,566

(※１)　当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	67	39	－
投資信託	1,824	380	149
合計	1,891	419	149

◇ デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成21年４月１日　至 平成22年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	3,082	-	△17	先物為替相場によっている
合　計			3,082	-	△17	

（２）株式関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	株価指数先物取引	投資信託	967	-	△68	取引所の価格によっている
合　計			967	-	△68	

当事業年度（自 平成22年４月１日　至 平成23年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法

原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,846	-	△65	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	166	-	(*1) -	-
合　計			3,013	-	(*1)△65	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項(平成22年３月31日)

イ．退職給付債務	△12,427百万円
ロ．年金資産	6,488
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	△5,938
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	―
ホ．未認識数理計算上の差異	2,015
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	△653
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	△4,576
チ．前払年金費用	―
リ．退職給付引当金(ト－チ)	△4,576

３．退職給付費用に関する事項(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

イ．勤務費用	524百万円
ロ．利息費用	247
ハ．期待運用収益	△136
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	―
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	357
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	△40
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	952
チ．その他(注)	163
計	1,116

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.1%
ハ．期待運用収益率	2.5%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの １年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項(平成23年３月31日)

イ．退職給付債務	△12,965百万円
ロ．年金資産	7,475
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	△5,489
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	―
ホ．未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	△613
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	△4,064
チ．前払年金費用	―
リ．退職給付引当金(ト－チ)	△4,064

３．退職給付費用に関する事項(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

イ．勤務費用	535百万円
ロ．利息費用	260
ハ．期待運用収益	△162
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	―
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	254
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	△40
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	848
チ．その他(注)	206
計	1,054

（注）確定拠出年金への掛金支払額等であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.1%
ハ．期待運用収益率	2.5%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの １年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末（平成22年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付引当金	1,876
賞与引当金	1,040
所有株式税務簿価通算差異	884
投資有価証券評価減	614
ゴルフ会員権評価減	510
減価償却超過額	369
未払確定拠出年金掛金	217
子会社株式売却損	196
時効後支払損引当金	194
その他	268
繰延税金資産小計	6,173
評価性引当金	△1,923
繰延税金資産計	4,250
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益	122
有価証券評価差額金	2,123
繰延税金負債計	2,245
繰延税金資産(純額)	2,004

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.2%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	△3.5%
外国税額控除	△2.4%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

当事業年度末（平成23年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付引当金	1,666
賞与引当金	1,189
所有株式税務簿価通算差異	884
投資有価証券評価減	569
ゴルフ会員権評価減	509
減価償却超過額	307
未払事業税	206
時効後支払損引当金	197
子会社株式売却損	196
未払確定拠出年金掛金	107
繰延ヘッジ損失	48
その他	184
繰延税金資産小計	6,069
評価性引当金	△1,878
繰延税金資産計	4,190
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	1,872
繰延税金負債計	1,872
繰延税金資産(純額)	2,318

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△13.2%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	5.8%
外国税額控除	△0.6%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492	持株会社	(被所有)直接100.0%	資産の賃貸借等役員の兼任	資金の借入(*１)	168,000	関係会社短期借入金	11,000
							資金の返済	169,000		
							借入金利息の支払	98	未払費用	3

（イ）関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有)直接22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*２)	6,866	未払費用	0

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*３)	26,417(注)3	未払手数料	3,469
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400	投資顧問業	―	当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*４)	3,263	未払費用	940

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2）ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4）投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

3．平成21年11月23日付で野村證券㈱はジョインベスト証券㈱を吸収合併しており、当社とジョインベスト証券㈱の取引は野村證券㈱に引継がれております。野村證券㈱との取引金額には、合併前のジョインベスト証券㈱と当社の取引金額を含んでおります。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

（百万円）

	㈱野村総合研究所	野村土地建物㈱
流動資産合計	128,800	5,765
固定資産合計	228,173	78,723
流動負債合計	76,471	8,010
固定負債合計	76,265	12,507
純資産合計	204,237	63,970
売上高	325,646	2,546
税引前当期純利益	40,539	4,841
当期純利益	26,416	4,445

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100.0%	資産の賃貸借等 役員の兼任	資金の借入(*１)	137,500	関係会社短期借入金	8,000
							資金の返済	140,500		
							借入金利息の支払	75	未払費用	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント・ストラテジック・インベストメンツ・Pte リミテッド	シンガポール共和国	68,275(千米ドル)	持株会社	(所有)直接100.0%	役員の派遣	増資の引受(*２)	5,762	―	―
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*３)	6,794	未払費用	61

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*４)	31,596	未払手数料	3,835
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業	―	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*５)	2,657	未払費用	939

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2）増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に１株１米ドルで引受けております。

(*3）ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*4）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*5）投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	㈱野村総合研究所	野村土地建物㈱
流動資産合計	167,970	7,506
固定資産合計	205,568	76,404
流動負債合計	79,436	7,926
固定負債合計	80,690	9,832
純資産合計	213,412	66,152
売上高	312,345	2,546
税引前当期純利益	36,149	3,289
当期純利益	21,100	2,944

◇ １株当たり情報

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１株当たり純資産額 13,067円44銭 １株当たり当期純利益 1,139円63銭	１株当たり純資産額 13,765円90銭 １株当たり当期純利益 1,516円39銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 5,869百万円 普通株式に係る当期純利益 5,869百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 7,810百万円 普通株式に係る当期純利益 7,810百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英　公 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第５１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英　公 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第５２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２３年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成 22年10月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英　公 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ日本小型株の平成22年2月16日から平成22年8月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ日本小型株の平成22年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年2月16日から平成22年8月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成23年10月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ日本小型株の平成23年2月16日から平成23年8月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ日本小型株の平成23年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年2月16日から平成23年8月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ